

当別地域クラブ運営規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「当別地域クラブ」と称する。

(クラブの位置づけ)

第2条 本クラブは、特定非営利活動法人ふれ・スポ・とうべつ(以下「運営団体」という)が主体となり、その責任の下で運営されるクラブ組織である。

(目的)

第3条 本クラブは、当別町内及び近隣市町村の小学生、中学生並びに義務教育学校生(以下「中学生等」という)に対し、学校部活動(運動部および文化部)に代わる、または補完する多様な活動(スポーツ、文化芸術等)の機会を提供し、子どもたちの健全育成および地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(所在地)

第4条 本クラブの事務局は、運営団体の主たる事務所所在地に置く。

第2章 事業および運営体制

(事業)

第5条 本クラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中学生等を対象とした多様な活動(運動、文化芸術等)に関する実施主体の設立・運営支援事業
- (2) 指導者・講師の募集、育成、派遣および資質の向上に関する事業
- (3) 活動に必要な施設、用具、教材等の提供または利用調整に関する事業
- (4) 学校、当別町教育委員会、関係団体との連携・協力事業
- (5) その他、目的達成に必要な事業

(運営主体間の連携)

第6条 本クラブの運営にあたり、運営団体は、当別町教育委員会との間で締結した「地域クラブ運営に関する基本協定書」に基づき、連携・協力体制を構築する。

(クラブ運営委員会)

第7条 本クラブの円滑な運営を図るため、クラブ運営委員会(以下「運営委員会」という)を設置する。

2 運営委員会は、運営団体理事長が指名する者および会員保護者、学校関係者、当別町教育委員会関係者、地域代表、各活動実施主体の代表等をもって構成する。

- 3 運営委員会は、本規程の改廃を除く、クラブ運営に関わる実務的な事項(会費の決定、活動スケジュールの調整、トラブルの調査、対応等)について協議・決定する。

第3章 実施主体および会員

(実施主体)

第8条 本クラブの活動は、当別地域クラブ活動の認定を受けた「実施主体」によって具体的に実施される。

(会員の種類)

第9条 会員は、本クラブの目的に賛同し、本規程を承認した児童生徒クラブ会員のみとする。

(会員の資格)

第10条 クラブ会員の資格は、当別町内及び近隣市町村の小学校、中学校並びに義務教育学校に在籍する児童・生徒とする。

(入会および退会)

第11条 クラブ会員(以下か「会員」という。)として入会を希望する者は、保護者の同意を得た上で、所定の入会申込書を運営団体事務局に提出し、運営委員会に報告するものとする。

2 退会を希望する会員は、保護者を通じて理由を付して退会届を提出し、任意に退会することができる。

(会費等)

第12条 会員は、別に定める会費(活動費)を運営団体に納入しなければならない。会費の額、徴収方法、用途は、運営委員会で定める細則に従う。

第4章 指導者および活動管理

(指導者等)

第13条 本クラブ会員を指導する者(以下「指導者等」という)は、その分野に関する一定の知見や経験を有し、運営団体が実施する研修等を受講する者とする。

ただし、教員免許を有する者或いは公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格スタートコーチ(ジュニア・ユース)を有する者を除く

2 指導者等は、運営団体に登録申請し、運営団体事務局は取りまとめの上、当別町教育委員会に提出する。

3 前項の提出を受けた当別町教育委員会は、所定の審査を行い、その結果を運営団体に通知する。

(指導者等の区分)

第14条 指導者等の区分は次のとおりとする。

- (1) 指導者とは、前条の規定により、当別町教育委員会の認定を受けた指導員とする。

(2) 補助者とは、活動の指導はできないが、見守り等を行い、運営団体が選任する者とする。

(指導者等の登録、選任と団体の責務)

第15条 運営団体は、指導者等の登録、選任にあたり、透明性(可視化)を確保するよう努め、公平かつ公正な手続きをもって行う。

2 指導者等は、常に人格を尊重した指導を心がけ、体罰、暴言、ハラスメント(いじめ、嫌がらせ等)を絶対に行わないことを誓約し、これを根絶する責務を負う。

3 運営委員会は、体罰・ハラスメントに関する相談窓口を設置し、事案発生時には速やかに調査・対応する。

(活動日時および休養日)

第16条 実施主体の活動時間は、適切な休養日を確保し、原則として平日、週末(土日)を合わせて週11時間以内とする。

(安全管理)

第17条 運営団体および実施主体は、活動中の事故防止に万全を期すため、安全管理体制を整備する。

2 指導者等は、参加者の健康状態や活動環境等を常に確認し、安全な指導・運営を行う。

(保険への加入および事故責任)

第18条 会員および指導者、補助者は、活動中の事故に備え、活動内容に応じた適切な保険(スポーツ安全保険、賠償責任保険等)に加入することを義務とする。保険料は会費とは別に徴収する。

2 活動中に生じた傷害や事故については、原則として加入した保険の範囲内で対応するものとし、本クラブ、運営団体、および関係者は、それ以上の責任を負わない。

第5章 会計

(会計)

第19条 本クラブの会計は、運営団体の会計に含めて処理する。ただし、運営団体事業と地域クラブの収支状況を明確にするため、会計帳簿上で区分経理を行う。

(会計年度)

第20条 本クラブの会計年度は、運営団体の会計年度(毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる)と同一とする。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 本規程の改廃は、クラブ運営委員会の議決を経て、運営団体の理事会にて承認を得なければならない。

(細則)

第 22条 本規程の施行に関し必要な細則は、運営委員会の議決を経て、別に定める。

附則

この規程は、令和8年3月13日より施行する。